

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 ほか5名


被告 国 ほか1名

証拠説明書 (丙A号証)


令和4年10月31日

東京地方裁判所民事第34部合議甲A係 御中

被告国指定代理人

井 上 恵 理 子 

古 川 善 健 

西 方 俊 平 

略語等は準備書面等の例による。

号 証	標 目 (作成者)		作成 年月日	立 証 趣 旨	備 考 (刑事事件における証拠番号または「供述調書及び証拠書類一覧表」上の番号)
丙A 1	捜査報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	H30. 1. 17	関連法令の変遷 状況等	刑甲 1
丙A 2	写真撮影報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	H29. 9. 27	噴霧乾燥器 (R L-5) の形状 等	刑甲 3
丙A 3	証拠品複写報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	H30. 7. 13	噴霧乾燥器 (R L-5) の試運 転データ等	刑甲 5
丙A 4	聴取及び資料入手結果報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	H30. 7. 13	噴霧乾燥器 (R L-5) による 粉末製品の平均 粒子径等	刑甲 6
丙A 5	訂正報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	R1. 6. 13	丙A 4 の訂正	刑甲 7
丙A 6	供述調書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 4. 3	原告会社製噴霧 乾燥器で分解し ない状態で乾燥	刑甲 1 7

				殺菌を行っていること等	
丙A 7	供述調書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 4. 3	本件要件ハへの 該当性について の、原告会社製 噴霧乾燥器ユー ザー会社役員の 供述内容等	刑甲18
丙A 8	供述調書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 3. 23	原告会社の同業 他社においては、 輸出許可を得て 噴霧乾燥器を輸 出していること 等	刑甲19
丙A 9	捜査関係事項照会書 (警視庁公安部外事第一 課長司法警察員警視)	写し	H30. 8. 3	原告会社におけ る輸出の個別許 可の有無の照会	刑甲20
丙A 10	捜査関係事項照会書に対 する回答について (経済産業省貿易経済協 力局貿易管理部安全保障 貿易管理課長)	写し	H30. 8. 10	丙A9の回答	刑甲21
丙A 11	捜査関係事項照会書 (警視庁公安部外事第一 課長司法警察員警視)	写し	H30. 8. 3	原告会社におけ る輸出の包括許 可の有無の照会	刑甲22
丙A 12	捜査関係事項照会書に対 する回答について	写し	H30. 8. 10	丙A11の回答	刑甲23

	(経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課長)				
丙A 13	複写報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡査部長)	写し	H30. 2. 16	噴霧乾燥器 (R L-5) の輸出 関係書類の記載 内容等	刑甲24
丙A 14	聴取結果報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡査部長)		H30. 3. 30	噴霧乾燥器 (R L-5) の船積 み状況等	刑甲25
丙A 15	既遂時期等特定報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡査部長)	写し	H30. 4. 5	第1事件の既遂 時期及び場所の 特定等	刑甲26
丙A 16	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	R1. 9. 25	噴霧乾燥器 (R L-5) の輸出 通関状況等	刑甲27
丙A 17	供述調書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 3. 24	噴霧乾燥器が新 たに輸出規制の 対象に追加され る際に、原告会 社にヒアリン グ、メール等で やりとりした状 況等	刑甲28
丙A 18	供述調書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 3. 25	噴霧乾燥器が新 たに輸出規制の 対象に追加され	刑甲29

				る際に、原告会社とヒアリング、メール等でやりとりした状況及び改正法施行後に原告会社に判定基準の調査を行った状況等	
丙A 19	供述調書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 3. 25	噴霧乾燥器の輸出規制に関わる法令の改正に関与し、原告会社からパブリックコメントの意見を受けたこと等	刑甲30
丙A 20	供述調書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 3. 25	原告会社においては、輸出規制の該非判定において、原告会社役員らの方針に従い、すべて非該当として判定されていたこと等	刑甲34
丙A 21	捜査報告書 (東京地方検察庁検察官)	写し	R2. 3. 25	丙A20の訂正	刑甲35

	検事)				
丙A 2 2	供述調書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 3. 19	原告会社のOB が、原告会社製 の噴霧乾燥器が 輸出規制の要件 に該当する旨供 述していること こと等	刑甲3 6
丙A 2 3	告発書 (東京税関長)	写し	R2. 6. 1	告発事実等	刑甲3 7
丙A 2 4	調査報告書 (東京税関調査部特別審 理官)	写し	R2. 6. 8	輸出申告官署の 所在地等	刑甲3 8
丙A 2 5	適用法令確認結果報告書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し	R2. 3. 16	関係法令等	刑甲3 9
丙A 2 6	写真撮影報告書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し	H31. 2. 21	噴霧乾燥器 (L - 8 i 型) のノ ズルの交換状況 等	刑甲4 1
丙A 2 7	聴取及び資料入手結果報 告書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員巡查部長)	写し	H31. 3. 13	噴霧乾燥器 (L - 8 i 型) で平 均粒子径10マイ クロメートル以 下の粉末を製造 可能なこと等	刑甲4 2
丙A	複写報告書	写し	R1. 5. 21	噴霧乾燥器 (L	刑甲4 7

28	(警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)				－8i型)の通関手続書類の記載内容等	
丙A 29	聴取結果報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	R1.9.10		噴霧乾燥器(L－8i型)の船積状況等	刑甲48
丙A 30	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	R1.10.17		噴霧乾燥器(L－8i型)の通関手続の状況等	刑甲49
丙A 31	捜査報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	R2.5.27		亡相嶋の関与状況等	刑甲50
丙A 32	預金口座照会結果報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查)	写し	R2.6.5		原告会社から亡相嶋へH26.1月からH30.8月まで給料等が振込されていた状況等	刑甲51
丙A 33	供述調書 (東京地方検察庁検察官検事)	写し	R2.5.29		原告会社のヒアリングを行った状況等	刑甲52
丙A 34	捜査報告書 (東京地方検察庁検察官検事)	写し	R2.5.29		丙A33の訂正	刑甲53
丙A 35	供述調書 (東京地方検察庁検察官検事)	写し	R2.6.12		噴霧乾燥器の輸出規制に関わる法令の改正に関して、原告会社	刑甲54

				がパブリックコメントを出した際の原告会社内での検討状況等	
丙A 36	資料入手報告書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 6. 12	原告会社本社3階の見取図等	刑甲55
丙A 37	供述調書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 6. 2	H26. 11. 7に、原告会社の教養担当者が、原告会社の噴霧乾燥器の中には要件ハに該当しそうな装置もある旨発言していたこと等	刑甲56
丙A 38	供述調書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 5. 29	本件要件ハへの該非判断について質問を受けた際に、原告会社が回答した内容及びその経緯等	刑甲57
丙A 39	供述調書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 5. 29	噴霧乾燥器(L-8i型)では平均粒子径10マイクロメートル以下の粒子を製	刑甲58

				造することが可能であること等	
丙A 40	供述調書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 6. 12	検察庁の取調べ 前に、従業員同 士が意見交換を していたこと等	刑甲59
丙A 41	捜査報告書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 6. 12	丙Aの40の訂 正	刑甲60
丙A 42	供述調書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 6. 5	原告島田から、 原告会社の定型 機はすべて非該 当である旨指示 されていたこと 等	刑甲61
丙A 43	供述調書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 6. 12	亡相嶋が原告会 社の顧問になっ てからの立場、 役割等	刑甲63
丙A 44	捜査報告書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 6. 12	原告会社の従業 員が提出した顧 問契約書の記載 内容等	刑甲64
丙A 45	捜査報告書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 6. 12	原告会社の従業 員が提出した給 与支給明細書等 の記載内容等	刑甲65

丙A 46	供述調書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 6. 4	原告会社従業員 が検察庁からの 出頭要請を拒む などしていた状 況及びその理由 等	刑甲66
丙A 47	供述調書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 5. 27	噴霧乾燥器 (L - 8 i 型) の性 能及び試運転で 問題がなかった こと等	刑甲67
丙A 48	供述調書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 5. 29	噴霧乾燥器 (L - 8 i 型) を使 用する際に乾燥 殺菌を行いトラ ブルは生じてい ないこと等	刑甲68
丙A 49	分析結果報告書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員巡查)	写し	H29. 12. 26	用語「滅菌」、 「殺菌」が貨物 の規制要件に用 いられてきた経 緯等	刑甲70
丙A 50	複写報告書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員巡查部長)	写し	H30. 3. 20	噴霧乾燥器に関 する法令の記載 内容等	刑甲71
丙A 51	捜査報告書 (警視庁公安部外事第一	写し	H29. 12. 22	輸出規制対象と なる噴霧乾燥器	刑甲72

	課司法警察員巡查部長)			に関する解釈等	
丙A 52	温度測定結果報告書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し	R2. 12. 1	噴霧乾燥器 (R L-5) の乾燥 室測定口にコー ドヒーターを外 部から巻き付け るなどして加熱 等をした場合の 同箇所温度測 定結果等	刑甲73
丙A 53	温度測定結果報告書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し	R2. 11. 26	噴霧乾燥器 (L -8i型) の乾 燥室測定口に コードヒーター を外部から巻き 付けるなどして 加熱等をした場 合の同箇所の温 度測定結果等	刑甲74
丙A 54	捜査関係事項照会書 (警視庁公安部外事第一 課長司法警察員警視正)	写し	R2. 12. 8	腸管出血性大腸 菌0157の乾熱に 対する熱感受性 の実験結果につ いての照会	刑甲75
丙A 55	捜査関係事項照会回答書 (千葉大学大学院医学研 究院准教授)	写し	R2. 12. 9	50℃熱処理によ って腸管出血性 大腸菌0157の死	刑甲76

				滅の可否及び死滅に要する時間等	
丙A 56	聴取結果報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	R2. 12. 10	50℃熱処理によって腸管出血性大腸菌0157の死滅の可否及び死滅に要する時間等	刑甲77
丙A 57	実験用機器購入状況報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	R3. 1. 21	丙A52、丙A53の実験に際し使用した実験用機器の入手経緯・状況等	刑甲78
丙A 58	捜査報告書 (東京地方検察庁検察官検事)	写し	R3. 2. 22	輸出貿易管理令、貨物等省令等の関係法令の解釈・運用等	刑甲79
丙A 59	捜査関係事項照会回答書 (千葉大学大学院医学研究院准教授)	写し	H30. 5. 21	腸管出血性大腸菌血清型0157を90℃で乾熱処理したときの死滅までに要する時間等	刑甲81
丙A 60	捜査関係事項照会書 (警視庁公安部外事第一課長司法警察員警視)	写し	H29. 11. 21	腸管出血性大腸菌血清型0157の乾熱に対する熱	刑甲82

				感受性の実験結果の照会等	
丙A 6 1	捜査関係事項照会回答書 (千葉大学大学院医学研究院准教授)	写し	H29. 11. 22	腸管出血性大腸菌血清型0157を100℃で乾熱処理したときの死滅までに要する時間等	刑甲8 3
丙A 6 2	捜査関係事項照会書 (警視庁公安部外事第一課長司法警察員警視正)	写し	R3. 2. 25	腸管出血性大腸菌血清型0157の乾燥熱に対する熱感受性の実験結果の照会等	刑甲8 4
丙A 6 3	捜査関係事項照会回答書 (千葉大学大学院医学研究院准教授)	写し	R3. 2. 26	腸管出血性大腸菌血清型0157を50℃の乾熱処理したときの死滅までに要する時間、室温に放置した腸管出血性大腸菌0157が生存している時間等	刑甲8 5
丙A 6 4	取結果報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	R3. 2. 26	50℃で乾熱処理した腸管出血性大腸菌0157の死滅原因が、長時	刑甲8 6

				間の乾燥による 枯渇ではなく、5 0℃の熱処理であ ること等	
丙A 65	捜査関係事項照会回答書 (国立大学法人岐阜大学 生命科学総合研究支援セ ンター長)	写し	H30. 2. 19	ウエルシュ菌及 び大腸菌の乾熱 滅菌器による殺 菌試験の経過・ 結果等	刑甲88
丙A 66	供述調書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し	R2. 3. 11	原告大川原の身 上経歴等	刑乙1
丙A 67	供述調書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し	H31. 2. 19	原告会社におけ る決裁・報告の 流れ等	刑乙2
丙A 68	供述調書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し	H31. 2. 19	原告会社の中国 内の合併会社の 運営状況等	刑乙3
丙A 69	供述調書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し	R1. 11. 25	原告会社におけ る亡相嶋の役割 等	刑乙4
丙A 70	供述調書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し	R1. 10. 21	H25. 9月頃、原告 大川原、原告島 田及び亡相嶋が 噴霧乾燥器の輸 出規制について 話し合ったこと	刑乙5

				等	
丙A 7 1	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	R1. 10. 28	原告大川原が、 解釈によっては 少なくとも原告 会社の定型機等 が規制対象に該 当する可能性が あると思った旨 供述していたこ こと等	刑乙6
丙A 7 2	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	R1. 11. 19	原告島田を通じ て経済産業省に 規制案文の変更 を要望したが、 反映されなかつ たこと等	刑乙7
丙A 7 3	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	R1. 12. 10	原告会社が、経 済産業省に、規 制対象に該当す るか否か確認す ることなく、無 許可で噴霧乾燥 器を輸出してい たこと等	刑乙8
丙A 7 4	供述調書 (東京地方検察庁検察官 検事)	写し	R2. 3. 12	原告大川原の弁 解内容等	刑乙9

丙A 75	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	R2. 3. 11	亡相嶋の身上経歴等	刑乙10
丙A 76	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H31. 1. 25	亡相嶋の原告会社における経歴等	刑乙11
丙A 77	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H31. 1. 25	原告会社と、経済産業省やC I S T E Cとの噴霧乾燥器の輸出規制制定に向けたやり取りの状況等	刑乙12
丙A 78	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	R1. 9. 11	H25. 9月頃、亡相嶋が、原告大川原や原告島田と輸出規制の対応について話し合いをした状況等	刑乙13
丙A 79	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	R1. 11. 28	噴霧乾燥器の受注の流れ等	刑乙14
丙A 80	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	R2. 1. 23	亡相嶋が、噴霧乾燥器 (R L - 5) の輸出は、経済産業省の輸出許可申請	刑乙15

				を行うべきであ った旨供述して いたこと	
丙A 81	供述調書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し	R2. 3. 11	原告島田の身上 経歴等	刑乙16
丙A 82	供述調書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し	R1. 6. 25	原告会社が中国 に合併会社を設 立した経緯等	刑乙17
丙A 83	供述調書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し	H31. 1. 29	H24. 1. 24に、原 告島田らが、噴 霧乾燥器の輸出 規制について、 経済産業省等と 打合せをしたこ と等	刑乙18
丙A 84	供述調書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し	H31. 2. 15	H24. 2. 23に、原 告島田らが、噴 霧乾燥器の輸出 規制について、 経済産業省やシ ステックと打合 せをしたこと等	刑乙19
丙A 85	訂正報告書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し	H31. 2. 18	丙A84の訂正	刑乙20
丙A	供述調書	写し	H31. 2. 22	H24. 3月から4月	刑乙21

86	(警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)				にかけて行った原告島田らと経済産業省とのメールのやり取りの内容等	
丙A 87	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H31. 3. 25	H24. 4月頃の原告会社の経営方針及び会議の内容等	刑乙22	
丙A 88	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H31. 3. 6	H24. 12月、原告島田らが、輸出規制に係る政省令案に関して経済産業省とメールのやり取りをした状況等	刑乙23	
丙A 89	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H31. 4. 3	H25当時の原告会社の経営方針、同年7月に、C I S T E Cから政省令改正案に関するメールを受信した状況等	刑乙24	
丙A 90	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H31. 4. 19	H25. 8月から9月にかけて、原告会社が、経済産業省に政省令改	刑乙25	

				正案に対する要望、意見を提出したが、認められず、広範な規制となったこと等	
丙A 91	訂正報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H31. 4. 22	丙A 90の訂正	刑乙26
丙A 92	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	R1. 8. 23	H25. 9月下旬頃、原告島田が、原告大川原や亡相嶋と輸出規制について話した際に、原告大川原が、原告会社の噴霧乾燥器が規制要件に該当しないとする見解を示し、同年10月の業務運営会議で、同様の方針が決定されたこと等	刑乙27
丙A 93	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H31. 4. 25	原告会社の役員・組織及び原告会社の方針とし	刑乙28

				て、原告会社の噴霧乾燥器が規制要件に該当しないという判断をした経緯等	
丙A 94	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H31. 3. 13	競合他社における不正輸出事件の認識及び原告会社の輸出管理体制等	刑乙29
丙A 95	訂正報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	R1. 6. 28	丙A94の訂正	刑乙30
丙A 96	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	R1. 10. 24	噴霧乾燥器 (R L-5) を輸出した経緯等	刑乙31
丙A 97	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	R1. 9. 19	原告島田が、亡相嶋から、輸出規制範囲について経済産業省に確認するよう指示を受けたことはないこと等	刑乙32
丙A 98	履歴事項全部証明書 (東京法務局登記官)	写し	R2. 3. 17	原告会社の登記内容	刑乙33
丙A 99	戸籍謄本等 (XXXXXXXXXX)	写し	R2. 3. 18	身上関係	刑乙34

丙A 100	戸籍謄本等 (XXXXXXXXXX)	写し	R2. 3. 16	身上関係	刑乙35
丙A 101	戸籍謄本等 (XXXXXXXXXX)	写し	R2. 3. 13	身上関係	刑乙36
丙A 102	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	R2. 5. 26	噴霧乾燥器を経済産業大臣に許可申請することなく韓国に輸出したこと等	刑乙37
丙A 103	供述調書 (東京地方検察庁検察官検事)	写し	R2. 6. 11	原告大川原の弁解内容等	刑乙38
丙A 104	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	R1. 6. 14	AG合意及び貨物等省令についての経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課長補佐(当時)の供述内容	183番
丙A 105	証拠品複写報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	H30. 1. 26	原告会社、C I S T E C、経済産業省間のメールの内容等	323番
丙A 106	出力印字結果報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	H30. 12. 17	同上	327番

丙A 107	弁解録取書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	R2. 3. 11	警察官による取調状況等	14番
丙A 108	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	R2. 3. 11	同上	16番
丙A 109	取調べ状況報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	R2. 3. 11	同上	17番
丙A 110	供述調書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	R1. 5. 10	同上	61番
丙A 111	取調べ状況報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	H31. 1. 29	同上	66番
丙A 112	取調べ状況報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	H31. 2. 15	同上	67番
丙A 113	取調べ状況報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	H31. 2. 22	同上	68番
丙A 114	取調べ状況報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H31. 3. 6	同上	69番
丙A 115	取調べ状況報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H31. 3. 13	同上	70番

丙A 116	取調べ状況報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H31. 3. 25	同上	71番
丙A 117	取調べ状況報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	H31. 4. 3	同上	72番
丙A 118	取調べ状況報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	H31. 4. 19	同上	73番
丙A 119	取調べ状況報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	H31. 4. 25	同上	74番
丙A 120	取調べ状況報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查)	写し	R1. 5. 10	同上	75番
丙A 121	取調べ状況報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	R1. 6. 25	同上	76番
丙A 122	取調べ状況報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	R1. 8. 23	同上	77番
丙A 123	取調べ状況報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	R1. 9. 19	同上	78番
丙A 124	取調べ状況報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	R1. 10. 24	同上	79番

丙A 125	被疑者弁解録取状況報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	R2. 3. 25	同上	971番
丙A 126	捜査報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	H30. 1. 5	本件要件ハの「殺菌」の解釈等についての防衛医科大学[]教授らの供述内容等	200番
丙A 127	聴取結果報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H29. 11. 16	本件要件ハの解釈についての防衛医科大学[]教授の供述内容等	202番
丙A 128	聴取結果報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H29. 11. 24	貨物等省令第2条の2第1項各号で規定された細菌の危険性等についての千葉大学大学院[]准教授らの供述内容等	203番
丙A 129	聴取結果報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H29. 12. 26	本件要件ハの「滅菌又は殺菌」についての武蔵野大学[]	204番

				教授の供述内容等	
丙A 130	聴取結果報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H29. 12. 26	本件要件ハの解釈についての東京慈恵会医科大学 博士の供述内容等	205番
丙A 131	電話聴取結果報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H30. 3. 19	被爆防止のために滅菌又は殺菌することが求められる範囲についての防衛医科大学 教授の供述内容等	210番
丙A 132	聴取結果報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	H30. 3. 14	噴霧乾燥器内の最低温箇所についての 職員の供述内容等	242番
丙A 133	聴取結果報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	H29. 11. 24	〇157の乾熱殺菌実験に関する千葉大学大学院 准教授の供述内容等	252番
丙A 134	聴取結果報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H29. 12. 21	本件要件ハへの該当性判断のための実験方法に	256番

				ついでにの岐阜大 学■■■■教授の供 述内容等	
丙A 135	聴取結果報告書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し	H29. 12. 21	本件要件ハへの 該当性判断のため の実験方法につ いての■■■■病 院■■■■院長の 供述内容等	259番
丙A 136	聴取結果報告書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員巡查部長)	写し	H29. 12. 25	噴霧乾燥器内の 殺菌方法につい ての■■■■株 式会社研究本部 社員の供述内容 等	274番
丙A 137	聴取結果報告書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員巡查)	写し	H29. 12. 22	噴霧乾燥器を用 いてペスト菌を 乾熱殺菌するこ との可否につい ての■■■■ ■■■■研究員 らの供述内容等	278番
丙A 138	聴取結果報告書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し	H29. 11. 22	噴霧乾燥器内の 殺菌方法につい ての■■■■ ■■■■株式会社社員	279番

				らの供述内容等	
丙A 139	電話聴取結果報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H29. 12. 4	噴霧乾燥器内部で細菌が焦げ付いた場合の乾熱殺菌の可否についての千葉大学大学院 准教授の供述内容等	280番
丙A 140	聴取結果報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	H29. 12. 7	噴霧乾燥器内の殺菌方法についての 株式会社 員らの供述内容等	281番
丙A 141	聴取結果報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查)	写し	H29. 11. 2	乾熱による殺菌の可否についての株式会社 社 員らの供述内容等	284番
丙A 142	聴取結果報告書 (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H29. 12. 11	生物テロで使用されていることが懸念されている病原体の種類、性質等についての防衛医科大学 教授	285番

				の供述内容等	
丙A 143	聴取結果報告書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し	H29. 12. 25	生物テロで使用 されていること が懸念されてい る病原体の種 類、性質等につ いての東京慈恵 会医科大学 博士の供述内容 等	286番
丙A 144	聴取結果報告書 (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し	H29. 9. 23	噴霧乾燥器によ って生物兵器を 製造することの 可否についての 職員の供 述内容等	1373番
丙A 145	聴取結果報告書(謄本) (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し	H29. 11. 16	丙A127と同 じ。	1921番
丙A 146	聴取結果報告書(謄本) (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し	H29. 11. 24	丙A128と同 じ。	1922番
丙A 147	聴取結果報告書(謄本) (警視庁公安部外事第一 課司法警察員警部補)	写し	H29. 12. 26	丙A129と同 じ。	1923番
丙A	聴取結果報告書(謄本)	写し	H29. 12. 26	丙A130と同	1924番

148	(警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)				じ。	
丙A 149	聴取結果報告書(謄本) (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	H29.11.24	丙A133と同	じ。	1969番
丙A 150	聴取結果報告書(謄本) (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H29.12.21	丙A134と同	じ。	1973番
丙A 151	聴取結果報告書(謄本) (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查)	写し	H29.12.22	丙A137と同	じ。	1988番
丙A 152	聴取結果報告書(謄本) (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H29.11.22	丙A138と同	じ。	1990番
丙A 153	電話聴取結果報告書(謄本) (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H29.12.4	丙A139と同	じ。	1991番
丙A 154	聴取結果報告書(謄本) (警視庁公安部外事第一課司法警察員巡查部長)	写し	H29.12.7	丙A140と同	じ。	1992番
丙A 155	聴取結果報告書(謄本) (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H29.12.11	丙A142と同	じ。	1995番
丙A 156	聴取結果報告書(謄本) (警視庁公安部外事第一課司法警察員警部補)	写し	H29.12.25	丙A143と同	じ。	1996番